

平成28年第6回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年6月6日（月）午後2時 玉名市福祉センター 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	5番	赤松 繁之
7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介
11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志	14番	下川 安
15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明	18番	取本 一則
19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一	22番	小山久仁江
23番	中島 浩輔	25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜
28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一
32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘
36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

4番 西畠めぐみ 6番 横手 良弘 24番 徳井 勝美

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎
参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第 37号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第 38号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 39号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 40号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第 41号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第 42号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第 43号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 15号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 16号 許可不要届について
- 第 17号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは、皆様こんにちは。定刻となりましたのでただいまから開会させていただきます。

現在、委員総数38名中、本日は4番の西畠委員、6番の横手委員、24番、徳井委員、3名の方が欠席の届出があっており、現在35名出席でございます。農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しておりますので、ただいまから、平成28年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より御挨拶をいただきまして、会議規則第4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。田植前の非常に忙しい時期と思いますけれども、お集まりをいただきましてありがとうございます。

まず議事に入ります前に、先月の26日に東京のほうで農業委員会会長全国大会というのがございまして、局長と一緒に参加してまいりました。熊本県からは58名の参加でございまして、北は北海道から南は九州沖縄、全国から参加されました。皆さんも農業新聞等で御存じだと思いますけれども、26日に開会がありまして、その大会のあとに県選出の国会議員の先生方と熊本県の農業委員会会長、局長と座談会といいますか懇談会を行ってまいりまして、まず、熊本大震災の復興が第一でありましたけれども、そのほかに、現在農業、農業者が置かれている立場といいますか、状況といいますか、それに今後の対応、対策等々を話し合いをしてまいりまして、できるだけひとつ農家をうんとかわいがってくださいというようなこともお願いしてまいりました。

それから、翌日、今度は農林水産省のほうと会合を重ねまして、そのときは、まずこの熊本大震災の復興ということを協議してまいりまして、なるべくこれまた状況をくんでいただいて、全面的に協力をしてくださいというお願いをしてまいりました。

いろいろとですね、今度の震災につきまして、農業者の施設であるとか、農機具であるとか、あるいは、そういういろんな生産施設・道具、こういったものの損害なんかも助成をするというお返事をいただきましたので、この熊本県下いろんなところで被害が出ております。実際干拓地あたりでもそういう状況でございますので、皆さんのほうでもそういう農業用施設、あるいは機械とか、そういったものの損害とか発生した場合は、遠慮なく県のほう、あるいは市のほうの窓口のほうで相談なさっていただきたいと思います。

まだまだいろいろと報告をしたいところもありますけれども、長くなってもなん
ですので議事に入りたいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、25番の田上委員と26番の高田委員
にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第37号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたし
ます。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） はい、1ページからです。

議第37号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定
による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年
6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、岩崎の申請人で、申請物件が岩崎の畑598㎡を子へ贈与するものです。

2番、岩崎の申請人で、申請物件が岩崎の畑567㎡を子へ贈与するものです。

3番、青野の申請人で、申請物件が南坂門田の田1,131㎡外1筆、計2,30
1㎡を子の夫へ贈与するものです。

4番、愛知県丹羽郡扶桑町と石貫の申請人で、申請物件が三ツ川の田534㎡を
弟へ贈与するものです。

5番、福岡県筑紫郡那珂川町と三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田270
㎡を贈与するものです。

6番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田252㎡を労力不足と相手方の
要望による売買です。

7番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の台帳は宅地で現況は田1,142
㎡を子へ贈与するものです。

以上7件、5,664㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の禁
止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機
械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていること
から、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので提案しております。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番と2番まで3番、清田が御説明をいたします。

1番、2番とも譲渡人と譲受人は親子関係というふうなことでの贈与というふうなことでございますので、何ら問題なく許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。

この案件のですね、今の前の方と一緒に、子の夫へ贈与ということで、何ら問題ないと思います。許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○18番（取本一則君） はい、4番、18番の取本です。4番について報告します。

譲渡人と譲受人は兄弟でございまして、お父さんが亡くなったときお兄さんが相続でいただいた物件でございしますが、遠い所にお住まいということで、耕作もできないので、弟に贈与したいということの申出でございました。

弟さんも一生懸命地元で農業をされておまして、何ら問題もなく、下限面積も満たしておまして、許可相当と判断いたしましたわけでございます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○17番（高根政明君） はい、17番、高根です。5番について説明します。

譲渡人は福岡県在住で、農地所有は270㎡のみであります。贈与という申請理由であります。譲受人の農地所有の規定面積も満たしており、許可すべきものと判断するところであります。

続いて、6番について説明します。

譲渡人の労力不足及び譲受人に対しての所有権が申請の理由であります。譲受人の農地所有の規定面積も満たしており、許可すべきものと判断するところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。7番の案件です。

譲渡人、譲受人は親子で、子どもへの贈与です。何ら問題ないと思います。許可相当だと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、担当委員の説明が終わりました。

皆さん、御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第37号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第37号は許可することに決定しました。

次に、議第38号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第38号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、菊池郡隈府と下小田の申請人で、申請物件が下小田の田908㎡外1筆、計1,394㎡を労力不足と相手方の要望により、平成28年6月6日から2年間契約するものです。

以上1件、1,394㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との問題も関係ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○16番（野澤博幸君） 16番の野澤です。

貸人はですね、現在菊池のほうに住んでおられまして、労力不足ということで、近くの借人をお願いするという事です。お二人とも農業を頑張っておられますし、下限面積も満たしておられますので、申請は問題なく許可相当と思います。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第38号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第38号は、許可することに決定しました。

次に、議第39号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第39号、農地の使用賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田900㎡外2筆、計30,801㎡を農業者年金受給のため、平成28年7月1日から10年間契約するものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑3,639㎡を経営移譲のため、平成28年6月6日から6年間契約するものです。

以上、2件、合計34,440㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域の問題も関係ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○28番（宇佐勝則君） 28番、宇佐です。1番の件について。

使用貸・借人は親子です。農業者年金受給とのこと。面積も満たしており、許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。2番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係です。最近就農した息子さんに一部経営を移譲されるものです。特に問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第39号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第39号は、許可することに決定しました。

次に、議第40号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第40号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成28年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が松木の田380㎡で、資金面の都合から個人名から法人名義に改めるもので、議第42号3番と関連がございます。

2番、申請物件が立願寺の畑55㎡で、駐車場の予定でしたが、隣接地に共同住宅建設予定の進入路にと要望があり計画変更するものです。議第42号5番と関連がございます。

以上2件、合計434㎡を御提案申し上げております。農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものとして提案申し上げます。地元委員さんと現地調査も行っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。御説明をいたします。

1番はですね、先日申請が許可された物件というふうなことでございます。備考欄のごとくですね、個人名義から法人名義での再申請で許可相当と思います。

2番はですね、平成23年6月にですね、駐車場としての許可物件でございますが、今回隣接地に共同住宅の進入路というふうなことで、事業変更というふうなことでございます。問題なく許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

皆さん、御質問、御意見などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第40号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第40号は、許可相当と意見決定することに決定いたしました。

引き続き、次に、議第41号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第41号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田119㎡外1筆、計395㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が寺田の畑148㎡のうち37.01㎡、転用目的は進入路でございます。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断いたしております。

以上2件、合計432.01㎡を提案申し上げます。農地転用許可基準の全ての項目に適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、地元委員さんと同行のうえ現地調査も行ってございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、1番について3番、清田が御説明いたします。

場所は六田区の公民館の西側というふうなことに位置しております。東と南側は住宅地というふうなことでございます。北側に市道が入ってるというふうなことで、西側は現行農地というふうなことで、田んぼがあるというふうなことでございます。転用目的は共同住宅というふうなことで、木造2階建てというふうなことで、1棟の建設と、4世帯の建設に伴う申請というふうなことでございますが、給排水、雨水等何ら問題はなく、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、2番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。2番の案件のこの進入路ですね、一連のこの熊本地震に見舞われまして、母屋が少し被害を受けましたので、この際新築をするということですが、資材を運ぶのにちょっと今までの道路では狭すぎるということで、進入路をちょっと拡幅するということでした。現地調査の結果ですね、別に問題ないと思ひまして、許可相当と思ひます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第41号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第41号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第42号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第42号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田776㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が松木の田34㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市

計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が松木の田380㎡で、転用目的が新聞販売店事務所で、農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断し、先の議第40号1番と関連がございます。

4番、申請物件が立願寺の畑767㎡外2筆、計1,071㎡で、転用目的が共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しており、次の5番と関連がございます。

5番、申請物件が立願寺の畑33㎡外1筆、計54㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しており、先の議第40号2番及び前の4番と関連がございます。

6番、申請物件が山田の田2,032㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療施設が500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が山田の畑1,782㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が伊倉の畑886㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

すみません、ここで8番の備考の着工日が、平成28年6月1日となっておりますけど、6月15日に申し訳ございません訂正をお願いいたします。

9番、申請物件が岱明町の畑344㎡外1筆、計666㎡で、転用目的は借家及び建売住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上9件、7,681㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準の全ての項目に適合するか否か審査し、いずれも不都合のないものと判断し、提案申し上げます。地元委員さんと現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

今回もまた1番、2番、3番、4番、5番まで、同一委員さん、大変でございますけど、よろしくお願いいたします。

○3番（清田順次君） はい、3番の清田が御説明をいたします。

1番は六田のですね、大門胃腸クリニックの西側に位置してるというところでご

ざいます。共同住宅の木造2階建てで、1棟というふうなことで、10戸の建設に伴う申請というふうなことでございます。西側が用水路になっていると、北側は住宅地と、東と南側は市道に面しているというふうなことでございます。給排水、雨水等、何ら問題はないというふうなことで、許可相当でございます。

2番はですね、亀甲のコアマンションの南側ということで、鹿児島本線が通っているというふうな、鹿児島本線の南側で、申請物件西側にはですね、譲受人の個人住宅があるというふうなことで、駐車場2台分の造成に伴う申請というふうなことです。何らここも現地調査の結果問題はないというふうなことで、許可相当でございます。

3番は先月ですね、申請許可された物件というふうなことで、備考欄のごとく第40号1番との関連というふうなことで、先ほど個人名義から法人名義での再申請というふうなことでございますので、何ら問題はございません。

4番、5番は関連しているというふうなことで、一緒に御説明をいたします。

場所はですね、立願寺の公務員宿舎の南側というふうなことで、現地の状況は北側に里道が通っているというふうなことで、南と東は住宅地と。西側に約16坪ほどの農地が、畑地があるというふうなことでございます。その西にですね、5番の進入路への転用というふうな申請物件というのがあります。共同住宅を1棟の3階建てというふうなことで、木造12戸の建設に伴う申請というふうなことです。

5番の申請物件西側には市道が接道しているという、その市道に給水と下水道、側溝等を接続するというふうなことで計画でございます。5番の21㎡は里道との付け替えというふうなことの計画で、現地調査の結果、何ら問題なく許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、7番も同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） はい、5番の赤松です。6番の案件について説明します。

譲受人は不動産業で、アパート26戸を建設する計画です。場所は築山小学校の東北東へ約500mくらいのところで、周囲は住宅地が主で、右側に畑が少しあります。木造2階建てを3棟で26戸と駐車場が46台分です。給水は公共上水道を利用し、雨水は雨水枡を通して市道の側溝へ放流ということです。雨水及び雑排水は公共下水道へ放流すると、周囲は擁壁とブロック塀で囲み、西側の農地には影響のないようにするというので、現地調査の結果、許可相当と思われま。

それから、7番の案件について説明します。

使用人は貸人の息子さんで、会社勤めで耕作できずに今、荒れ地となっているた

めに、共同住宅を建設する計画です。場所は糠峯団地の南側の高台で、西側は住宅地、南側は市道で、北側に農地があります。自分の農地の西側半分に2階建ての全22戸の共同住宅と駐車場18台分を建設予定です。周囲はブロックで囲み土砂の流出を防ぎ、給水は公共上水道を利用し、雨水は雨水枡を通して道路側溝への放流、生活排水及び汚水は公共下水へ接続、北側農地の所有者には説明済みで、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。

譲受人の社会福祉法人は、老人ホームのさくら苑と花さくらを経営されておりますけれども、その中の申請は駐車場ということで、隣接地にですね、今、駐車場はございますけれども、これは10年ぐらい前に、大体今の駐車場になってるところは、ゲートボール場ということで申請をされておりました。その目的からして入所者のリハビリを兼ねたとか、それらの方の体力増強といいますか、コミュニケーションをとるための施設として大体利用される予定でございましたけれども、あんまり車が増えましてですね、駐車場が足りなくなって、そこ駐車してあるわけですね。それをまた目的のゲートボール場に復元したいという、復元するというか、元の形に戻りたいということで、駐車場をそこに造りたいということで、30台分。この駐車場に関しましてはですね、バラスを敷いて、大体排水というのはないわけでございますけれども、雨水は自然浸透されて、そして、周りには周囲にU字溝をして、余りの水がそのU字溝を通過して、溜め枡を通過して市道のU字溝に流すというふうなことで、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。9番の案件について説明します。

申請地は大野下にあります。譲渡人は遠隔地に在住で、土地の管理ができないため、売却して退職後のための費用に充てたいと考えておられるそうです。転用目的は宅地転用で、借家3棟と建売住宅1棟を建築するという事です。

申請地は、第1種低層住宅居住地域の第3種農地です。申請地の北側は、譲渡人が所有していた宅地があり、それを3区画の分譲地とし、それも含めての土地を全体利用する計画です。全体計画の北側は市道にあたり、そこから南側に幅6mの道路を通します。この道路の中央に下水道を埋設、両脇に側溝を設置し、北側の市道の下水道の側溝に接続、汚水は下水道です。雨水は側溝に流します。

申請地の東と西に2軒の住宅がありますが、境界の立会いを済ませており、日照

などの問題もなく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

議第42号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第42号は、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第43号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第43号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、市長より意見を求められております。今回は13ページから24ページまでの集積でございます。

所有権移転が5件の13,159㎡、利用権設定が113件の360,136㎡で、合計118件、373,297㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、提案申し上げております。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第43号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第43号は、原案どおり決定することになりました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第15号から17号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 報告第15号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。平成28年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

25ページから28ページまでの合計13件、40,800㎡の解約通知書を受理しております。

29ページをお願いします。

報告第16号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告します。平成28年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件の届出を受理しております。

30ページをお願いします。

報告第17号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成28年6月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、受理しております。

以上3件の報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の報告がありました。皆さん、何か御質問などございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わりにいたします。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。何かその他について事務局ほうはありますか。

はい、ありがとうございました。

ほかにはありませんか。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） 慎重なる審議と貴重な御意見ありがとうございました。

以上をもちまして本日の農業委員会総会を終了したいと思います。

どうも長時間にわたりましてお疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後14時45分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年6月6日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 田上 敏正

農 業 委 員 高田 優子